

コロナワクチン救済制度で国に意見書 大阪府議会「カルテ保存期間延長を」 接種開始5年 12/17 産経新聞



大阪府議会は17日、新型コロナワクチン接種後の健康被害を救済する国の制度を巡り、申請に必要な診療録（カルテ）の保存期間を原則5年から延長するよう国に求める意見書を全会一致で可決した。接種開始から間もなく5年となるが、カルテの廃棄などで申請や認定が難しくなる恐れがある。

国の予防接種健康被害救済制度は、認定されれば医療費などが支給されるが、申請にはカルテを含むさまざまな書類が必要となる。ワクチン接種後の健康被害が長期化し、複数の医療機関を受診するケースも出ており、必要な書類の収集に時間がかかることが課題とされている。

意見書は、現在の状況では「『迅速かつ公平な救済』が十分に果たされていない」と指摘。令和2~5年度の特例臨時接種では申請期限が事実上無期限である一方、記録が5年で失われる可能性があるとして、特例的に保存期間を延ばし、資料の廃棄を防止する措置を講じるよう求めた。

救済制度をめぐる課題を訴えていた関西学院大の安岡匡也教授はこの日、大阪府庁で会見を開き、「カルテが廃棄され、救済制度を申請できなくなる事態は深刻だ。接種開始から5年を迎える中で、今回の意見書可決は大きな意義がある」と述べた。（清水更沙）

コロナ接種記録、匿名化して永久保存へ 厚労省、ワクチンの効果や安全性の研究に活用

2025/11/20 産経新聞

厚生労働省の専門部会は20日、令和3年2月～昨年3月に実施された新型コロナワクチン特例臨時接種の記録を匿名化し、国が整備中のデータベースに永久保存することを了承した。ワクチンの効果や安全性の研究に使う方針。

データベースは来年6月の稼働を目指している。現在、記録の保存期間は「接種後5年」となっており、来年2月から順次期限を迎える。そのため今後、省令を改正し、保存期間を「接種を受けた人の死亡後5年」か、死亡後5年が迫る場合は「データベースに保存するまで」に変更する。

新型コロナのワクチン接種は昨年4月、臨時接種から65歳以上の高齢者らを対象とする定期接種に切り替えられている。データベースには、来年6月以降の新型コロナを含めた全ての定期接種記録も匿名化して保存する。